

# 事務所通信

2021年9月

中山貴子社会保険労務士事務所



〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-7石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

すっかり秋めいてきましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

毎月、どんな情報をお伝えしたらお役に立てるか悩みながら書いている事務所通信ですが、たまに記事に関する反応を頂けるととても嬉しい気持ちになります(^^)/

さて、今年も年末調整準備の季節がやってきました！ 昨年は様式が大きく変わりましたが、今年度の年末調整は様式変更や税制改正はありませんが、**デジタル行政化が大きく前進**します。これまでは、紙で従業員さんに渡し、記入・押印したものを会社へ提出していましたが、今年からは、申告書類への**押印が不要**となり、さらに申告書類を**データで会社へ提出・保管**することが可能になります。

私も、準備を始めました。

まずは、マイナンバーカードを読み取るためのICカードリーダー（写真）を購入しました。2,000円弱でマルチ対応可能なものを購入できました（写真）。



スマホでマイナンバーカードを読み取る場合もリーダライタは不要ですが、私はリーダライタを購入してPCでの年末調整準備を始めました。

事前準備の手順は次の流れで進めました。

①**マイナポータル**で利用者登録。

<https://myna.go.jp/>

②マイナポータルから**e-私書箱**（マイナポータルと保険会社等をつなぐアプリ）の設定。

③e-私書箱から、契約している**保険会社等のページに移り、利用登録**を行い、各会社とe-私書箱を連携させる。

④各会社のページから**控除証明書等をダウンロード**（概ね10月1日より開始）。

⑤国税庁のHPから**年調ソフト**をインストール（令和3年度版は10月にリリース予定）。年調ソフトで申告書を作成。④でダウンロードした控除証明書等のデータをアップロード（控除額は自動計算される）

⑥年調ソフトで作成したデータをメールで会社へ送信

以上は一つの方法ですが、ざっくりデジタル年調の流れはこのようになるようです。

Let's Try 🐰

## 記事内容

### ■法改正等

・健康保険証が、協会けんぽから被保険者へ直接送付が可能に（2021年10月1日～）

・2021年度の最低賃金（確定）

### ■トピックス

・小規模事業者持続化補助金のご案内

マイナポータルで連携可能な会社かどうかの確認ページ↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>



弊所に年末調整をご依頼頂く会社様には、別途詳細をご連絡させて頂きます。

【法改正等】健康保険証が、協会けんぽから被保険者へ直接送付が可能に（2021年10月1日～）

～テレワーク普及への対応

これまで、健康保険証の交付は、事業主経由で被保険者へ行うことになっていましたが、**テレワークの普及等に柔軟に対応**するため、保険者が支障ないと認めるときは、保険者から被保険者へ直接交付することが可能となります。（原則は事業主経由で変更ありません）

ただし、次の点に留意が必要です。

- ・退職時等の保険証の返納は、これまで通り事業主経由で行うこと。
- ・保険者が支障があると判断するケースでは直送が認められないことがある（事務費用の関係等）。

これにより、事務担当者が保険証を発送するためだけに出勤する必要がなくなりそうです。

手続きの詳細については、未だ公表されていないようですので必要な場合は個別にご連絡ください。

【法改正等】2021年度の最低賃金（確定）

先日メールでもお伝えしましたが、先月号に記載しました最低賃金が予定通りの額で決まりました。

■全国の最低賃金一覧（厚労省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

改定時期は、東京・神奈川・埼玉を始め概ね10月1日からとなります。

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい  
ブランド力を高めたい  
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

【トピックス】小規模事業者持続化補助金のご案内

会社経営は会社内の制度整備と売上向上のための施策を練る、など大変かと思います。そこで、今回は「会社の売上向上」に役立つ補助金をご紹介します。それは「**小規模事業者持続化補助金一般型**」です。これは小規模事業者（従業員数：製造業20名、商業など5名まで）の地道な販売促進の取り組みを応援する補助金です。

★販促の取り組み例

ホームページの立上、ホームページリニューアル、展示会、チラシの作成や配布、ネット広告、動画作成など

★補助率： 2/3 補助額： 50万まで

Ex.) 75万円の事業計画を策定した場合に50万円分の補助を受けられます。

会社内の整備をしつつも、さらなる売上向上を目指したい方は補助金申請を検討してみませんか？

※「一般型」の他に、コロナ対応型として「低感染リスク型ビジネス枠」があり、補助率は4分の3、上限額は100万円になります。

詳細はパンフレットをご覧ください↓

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf>

現在募集中の持続化補助金締め切りは次の通りです。

**一般型**：2021年10月1日(金)、2月4日(金)

**低感染リスク型**：2021年11月10日(水)、2022年1月12日(水)、3月9日(水)

もし、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、弊所の提携先の中小企業診断士をご案内いたします。

補助金を活用して販路拡大をご検討された方はぜひお気軽にご連絡ください。